

(目的)

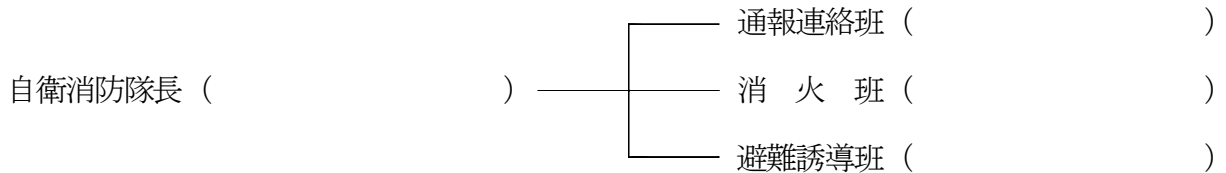
第1条 この消防計画は、()ビルにおける火災、震災等の災害の未然防止及び被害軽減を図るために、必要な事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この消防計画は、当ビルに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(自衛消防隊)

第3条 当ビルの自衛消防組織については、次のとおり定める。



(管理権原者の責任範囲)

第4条 当ビルにおける管理権原者の範囲は、階段、廊下、機械室等の共用部分（各テナントの占有部分以外）とし、共用部分及び空室の防火管理業務についての責任を負うものとする。

(建物等の自主検査)

第5条 防火管理者は、建物、火気使用設備・器具及び危険物施設等について、定期的に自主検査を実施するものとする。

(消防用設備等及び防火対象物の点検) [法定点検]

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するため、消防庁告示で示す点検基準に基づき、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し実施するものとする。また、建物が、消防法第8条の2の2に該当する場合及び該当するに至った場合は、適正な防火管理業務が行われているか等の点検を、防火対象物点検資格者に依頼し実施するものとする。

(自主検査・法定点検の記録、報告)

第7条 防火管理者は、自主検査並びに法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、法定点検結果については1年に1回、中消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第8条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、管理権原者に報告し、改修を図らなければならない。

(防火管理者及び従業員等の遵守事項)

第9条 防火管理者は建物の収容能力を把握し、過剰な人員が入らないよう管理を行うとともに、改装等の工事を行う場合は火気の取扱い管理及び安全対策を講ずる。

- 2 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守すること。
- (1) 喫煙、吸殻の管理を徹底し、火気使用設備等は使用前後に点検を行い安全を確認する。
 - (2) 放火に注意し、死角となる場所に可燃物を置かない。
 - (3) 避難の障害とならないように、廊下、階段、通路、出入口の扉前、シャッターの降下位置には物品を置かない。

(火災発生時の自衛消防活動)

第10条 火災発生時の自衛消防活動は、119番通報、周囲への連絡、初期消火及び避難誘導を主な任務とし、ぼやで消火された場合でも消防機関(中消防署:052-231-0119)へ通報する。

(震災予防措置)

第11条 防火管理者は、地震時の災害を軽減又は防止するため、日頃から什器等の転倒防止、窓ガラス等の飛散防止措置を行う。

(地震発生後の自衛消防活動)

第12条 地震発生後の自衛消防活動は、火気使用設備等の元栓閉鎖及び電源遮断を行い、出火防止の措置をとるとともに、情報の収集及び避難誘導を実施する。

(東海地震注意情報発表時の対応及び営業の可否等)

第13条 東海地震注意情報が発表されたことを知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告し、それを受けた防火管理者は、従業員の退社及び残留保安要員の確保を図り、入場者の安全のため原則として営業を自粛する。

2 防火管理者は入場者に対し、東海地震注意情報の発表を伝達し帰宅を促すものとする。なお、入場者数が多いと判断される場合には、速やかに避難誘導班員を所定の場所に配置完了後、入場者に対して伝達し、混乱防止に配慮すること。

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第14条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合の自衛消防隊は、出火防止の措置及び情報収集等の任務を行うものとする。

(警戒宣言発令時の伝達等)

第15条 防火管理者は警戒宣言が発令された場合、速やかに従業員に伝達するものとする。

避難誘導については、混乱による事故を防止するために、各テナントの防火管理者及び従業員等と調整をとりながら順次行うものとする。

(警戒宣言発令時の被害防止措置)

第16条 警戒宣言が発令された場合、従業員は、窓ガラス等の破損、落下防止措置の確認及び非常持出品の準備等を行う。やむを得ず火気使用設備等を使用する場合は使用場所を明確にし、監視を行う。

(警戒宣言が解除された場合の措置)

第17条 防火管理者は、本消防計画に定める措置を中止するものとする。

(防災教育の実施時期)

第18条 防火管理者は、従業員等に対して防災等に関する教育及び訓練を____月と____月に実施する。

(消防機関への報告)

第19条 管理権原者は、適正に消防用設備を維持管理するため、改装等を行う際に消防署へ事前相談するとともに、必要書類を添付し届出を行う。また、防火管理者の変更を行った時は、防火管理者選任(解任)届を提出するものとする。

2 防火管理者は、消防計画を作成(変更)した場合及び消防訓練を実施する際には、所定の様式を使用し報告するものとする。

附 則 この消防計画は、____年____月____日から施行する。